排水設備の完成図の情報提供に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上下水道局職員以外の者からの申請に応じて、排水設備の完成図（川崎市下水道条例施行規程（平成２２年川崎市水道局規程第５９号）第７条第２項第１号に規定する完成図をいう。以下同じ。）に記載されている情報（以下「排水設備の完成図の情報」という。）を提供する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　排水設備の完成図の情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱に定めるところに従い、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は排水設備完成図情報提供申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を管理者に提出することにより行う。

３　申請書の提出は、閲覧窓口において又は川崎市上下水道局オンライン手続かわさきの利用に関する要綱（令和５年２月２８日４川上総庶第１３５２号）第２条第１号に規定するオンライン手続かわさき（以下「システム」という。）により行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、この限りでない。

４　第２項の規定による申請に不備があったと認められるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、管理者は、申請者に対し、補正の参考となる情報を提供するものとする。

（本人確認）

第３条　申請者は、情報の提供を閲覧窓口で対面により受けようとする場合にあっては、次の各号に掲げる書類を管理者に提出することにより本人であることを証明しなければならない。

（１）運転免許証、マイナンバーカード、旅券、国民年金手帳、その他法令の規定により交付された書類であって、申請者が本人であることを確認するに足りるもの

（２）前号に掲げる書類をやむをえない理由により提示することができない場合にあっては、申請者が本人であることを確認するために管理者が適当と認める書類

２　申請者は、情報の提供をシステムにより受けようとする場合にあっては、当該申請に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成１８年川崎市水道局規程第３８号）第５条第２項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

（同意書の提出）

第４条　申請者（排水設備の所有者又は使用者を除く。）は、第２条第１項の規定による申請の際に、排水設備の完成図に含まれる情報の提供に関する同意書（第２号様式。以下「同意書」という。）を提出しなければならない。

２　同意書は、排水設備の所有者又は使用者が必要な事項を記入しなければならない。

３　管理者は、同意書の記載に疑義があると認めるときは、同意者（前項の同意書に記入した排水設備の所有者又は使用者をいう。以下同じ。）への確認をする。

（所有者又は使用者の確認）

第５条　管理者は、申請者又は同意者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を確認しなければならない。

（１）申請者が排水設備の所有者又は使用者である場合　申請者が排水設備の所有者又は使用者であること。

（２） 申請者が排水設備の所有者又は使用者以外の者である場合　同意者が排水設備の所有者又は使用者であること。

２　前項に規定する確認は、不動産の登記事項証明書、売買契約書等排水設備の所有者又は使用者であることを証する書類を提示することにより行う。

３　第１項第１号の場合にあっては申請者、同項第２号の場合にあっては同意者の名義が、上下水道局において把握している排水設備又は給水装置の所有者又は使用者の名義と一致する場合は、前２項の確認は要しないものとする。

（情報提供）

第６条　管理者は、第２条の規定による申請があったときは、申請者に対し、閲覧窓口において又はシステム等により、情報の提供を行うものとする。

２　管理者は、前項の規定による申請があった日から起算して、１０日以内（閉庁日及び申請書の補正に要する期間を除く。）に情報提供の可否を決定する。ただし、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、この限りでない。

３　管理者は、前項の規定により情報提供を行う決定をした場合は、速やかに申請者に連絡し、情報の提供を行うものとする。

（情報を提供する際の注意）

第７条　管理者は、提供する情報の内容が現地の排水設備等の情報とは異なる場合があることを申請者に対して説明する。

（電磁的記録による処理）

第８条　この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認

識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって、当該書類等の作成に代えることができる。ただし、第４条第１項に規定する同意書については、この限りでない。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、下水道部長が定める。

附　則

この要綱は、平成２６年６月３０日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の排水設備の完成図の情報提供に関する要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）　　（表）

下 水 道

排水設備完成図情報提供申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

次の注意事項及び誓約事項に同意したので、次のとおり排水設備の完成図に係る情報の提供を申請します。

申請者	氏名（申請者本人の個人名を必ず記入してください）
	住所
	法人名称
	連絡先
情報提供を申請する排水設備設置場所	区　　町　　丁目　　番（番地）　　号
水栓番号又は水道番号	
必要な情報	□排水設備の完成図　　□私道共同排水設備の完成図
利用目的	□排水設備の工事又は維持管理のための調査 □道路・宅地の掘削又は建物等の解体工事のための調査 □宅地建物取引のための調査 □その他（　　）

注意事項

・情報提供できる排水設備の完成図情報は、保有している排水設備の完成図及び私道共同排水設備の完成図です。ただし、申請時期、申請場所などによっては、完成図情報がない場合もあります。
・申請の受付及び情報の提供は、担当区域の各下水道（管理）事務所で行います。
・電子で申請したものは原則電子のみでの回答になります（窓口不可）。
・所有者又は使用者が、上下水道局で把握している所有者又は使用者と異なる場合は、所有者又は使用者を確認できる書類（登記事項証明書、売買契約書等）を提示すること。
・提供にあたっては、原則として、申請があった日から起算して、１０日以内（閉庁日及び申請書の補正に要する期間を除く。）に排水設備の完成図情報の有無を回答するとともに、速やかに情報提供します。
・閲覧にあたっては、受付印が押印された本申請書を必ず持参してください（電子申請を除く）。
・排水設備の完成図は、上下水道局が排水設備業務を行う上での参考資料として保有するものであり、現地における実際の設置状況・土地・建物の所有権その他権利関係について、現状と合致することを保証するものではありません。そのため、工事等に利用する場合や権利や義務の発生するものなどは、現地を確認してください。

誓約事項

・提供を受けた情報について、
　１　利用目的以外には利用しません。
　２　第三者への提供、複写及び複製はしません。
　３　保管には十分注意し、提供を受けた排水設備完成図等が不要となった場合は、速やかに廃棄します。
・この申請により、所有者、使用者その他利害関係人若しくは川崎市に損害を与え、又は紛争が生じたときは、申請者の責任において解決します。

（裏）

職員記入欄

担当者	所　属	氏　名
申請者	□　所有者・使用者　　□　その他	
申請者の 身分確認	□　運転免許証　　番号（　　） □　マイナンバーカード　　番号（　　） □　旅券　　番号（　　） □　国民年金手帳　　番号（　　） □　技術者証（排水・給水）　　番号（　　） □　その他（　　）	

下 水 道

第２号様式（第４条関係）　　（表）

排水設備完成図に含まれる情報の提供に関する同意書

年　　月　　日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

＊同意者（排水設備の所有者又は使用者）

［氏名・名称及び代表者名］（自署できない場合は記名押印をしてください。）
［住所］
［連絡先］
［水栓番号又は水道番号］

私（排水設備の所有者又は使用者）は、下記の者（**＊申請者**）に対して、私が所有し、又は使用する排水設備の完成図又はそれに含まれる情報のうち、次に掲げる情報を提供することに同意します。

［情報の提供を申請する排水設備の場所］

川崎市＿＿＿＿区＿＿＿＿＿＿＿＿町＿＿＿丁目＿＿＿＿番＿＿＿＿号

［外部提供に同意する排水設備情報］

□の中に、レ（チェック）を入れてください。

□　全部（裏面の排水設備完成図①）

□　家形・間取り等を除く排水設備情報（裏面の排水設備完成図②）

その他（要望がある場合）……

……

＊申請者

［氏名］（法人の場合は名称・代表者の氏名）
［住所］
［連絡先］

（裏）

排水設備完成図①

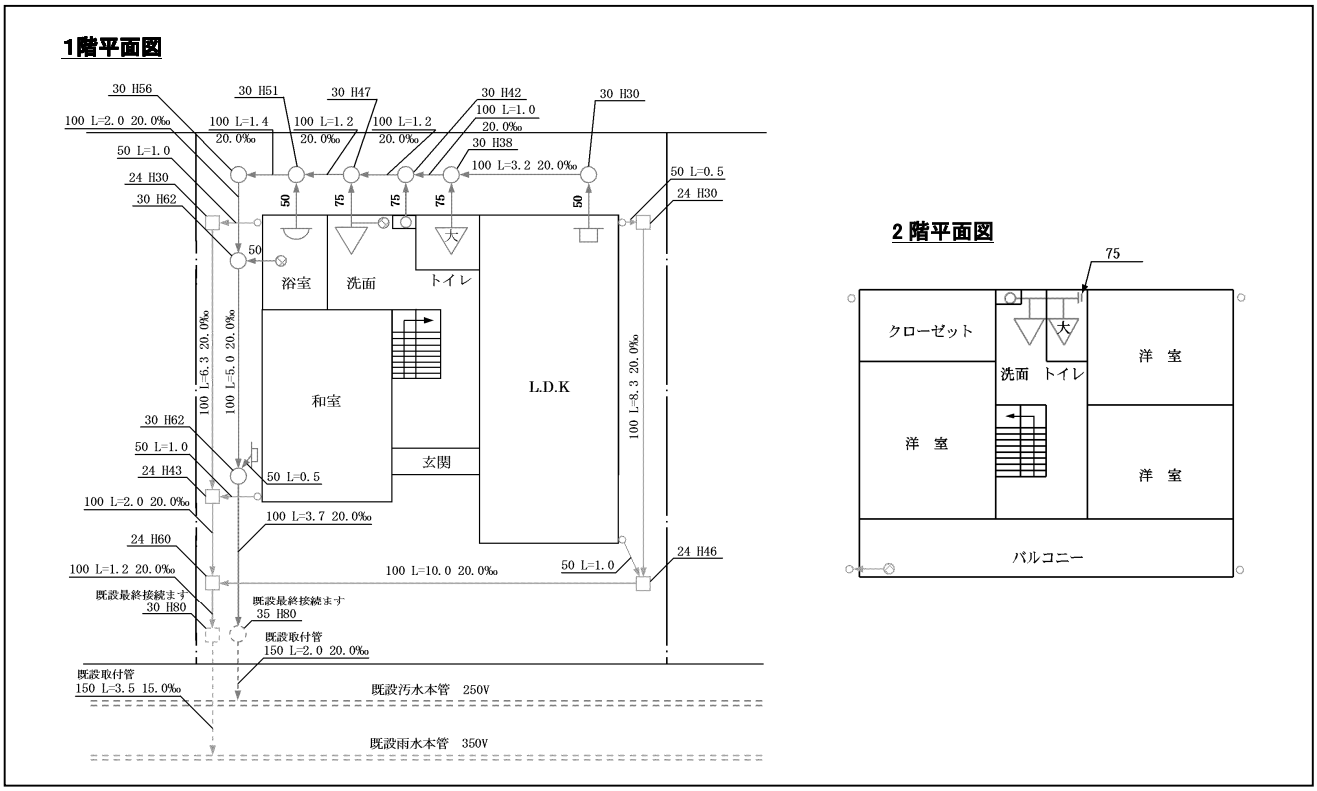
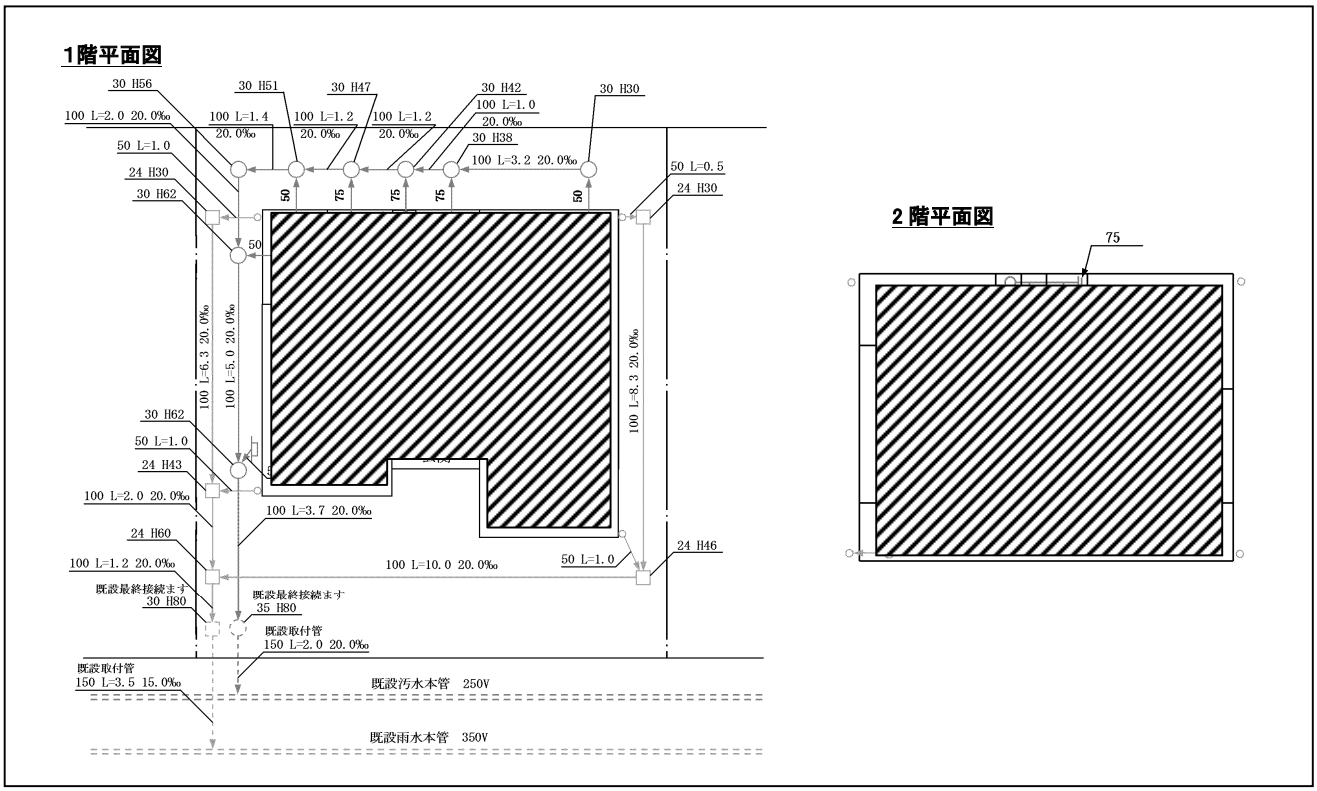
排水設備完成図②